

## むつ市議会第261回定例会提案理由(2)



ただいま追加上程されました議案第78号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由及び内容の概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと存じます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正により、現行の被保険者証が廃止されることに伴い、所要の条文整備をするためのものです。

以上をもちまして、追加上程されました議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして御質問により詳細御説明申し上げます。

何とぞ慎重御審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

## むつ市議会第261回定例会議案（2）



目

次

議案第78号 　　むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例 …………… 5



## 議案第78号

### むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例

むつ市国民健康保険条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月4日提出

むつ市長 山 本 知 也

#### 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正により、現行の被保険者証が廃止されることに伴い、所要の条文整備をするためのものである。



## むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例

むつ市国民健康保険条例（昭和34年むつ市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



## むつ市議会第261回定例会

### 条例の一部改正議案参考資料新旧対照表（2）



目

次

議案第 7 8 号	むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表	……………	5
-----------	----------------------------	-------	---



議案第78号参考資料

むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第13条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第5項</u>の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、10万円以下の過料に処する。</p>	<p>第13条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第9項</u>の規定による届出をせず、<u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u>においては、その者に対し、10万円以下の過料に処する。</p>